

## 議会運営委員会視察報告概要

### ● 視察日時

令和6年7月25日（木）

埼玉県 午前9時40分から午前11時20分まで

東京都墨田区 午後2時30分から午後4時15分まで

### ● 視察先及び視察事項

埼玉県 本会議におけるペーパーレス会議システムの導入について

東京都墨田区 通年議会の運用について

本会議におけるペーパーレス会議システムの導入について

### ● 参加委員

委員長 大石健一 副委員長 亀山恭子

斉藤かおり、長岡恵子、中井めぐみ、矢作いずみ、長谷川礼奈、川辺浩直、

粕谷不二夫、谷口雅典、中 毅志、入沢 豊

議長 松本明信 副議長 石本亮三

### ● 視察の目的

現在、所沢市議会では、令和7年5月から通年会期制の導入に向けての準備と、本会議及び委員会におけるペーパーレス化に向けた議論を行っている。埼玉県議会においては、令和3年9月定例会から本会議及び委員会の審議等においてペーパーレス会議システムを導入されており、また、墨田区議会においては、令和2年度より通年議会を導入し、さらに令和4年度からペーパーレス会議システムを導入しており、両議会ともにペーパーレス化を推進することで、議員活動の活性化及び議員・職員の業務効率化を図っていることにより、今後の議会運営の参考とするため視察を行った。

## 埼玉県議会

### 1 視察の概要

埼玉県議会のペーパーレス会議システムの概要説明、質疑応答、ペーパーレス会議システム操作体験を行った。

### 2 概要説明

#### 【 埼玉県議会のDX（ICT）の推進における経緯と進捗状況 】

令和2年度に議会改革検討会が開催され、ペーパーレス会議システムの導入及びオンライン委員会の実施について決定された。これを受け、オンライン委員会は令和3年から実施され、ペーパーレス会議システムも同年試行運用が開始された。ペーパーレス会議システムは、令和4年度から本格的に実施され、令和5年度から完全ペーパーレス化

が実現した。令和5年度の改選に合わせ、これまで県費で貸与されていた議員タブレット端末機をBYOD（私的デバイスを業務に使う利用形態のこと）とし、議会独自のネットワークを構築した。円滑な情報提供等に活用している。

【 ペーパーレス会議システムの導入に関する執行部との協議については、どのように行われたのか 】

そもそも県知事がDX化を推進していたこともあるが、議会運営委員会において、議会としてのペーパーレス化の方向性等を決定し、執行部にはその内容を踏まえて、議会資料のペーパーレス化に係る申入れを行った。事前協議は実施していないが、議会改革検討会の検討状況、議会運営委員会の審議状況については随時情報提供を行い、当初予算の要求につなげた。

【 システム導入時、議員に対するシステムの操作研修は誰がどのように行ったのか 】

導入業者による有料の操作研修を数回実施した。議員は教室形式で受講し、講師はオンラインにより説明した。

【 ペーパーレス会議システムの導入による環境整備及び導入費用と運用費用について 】

ペーパーレス会議システムについては、導入費用が約45万円、運用費用が年額約139万円となり、ポータルサイトの構築費を含め、ネットワーク機器賃貸借及び運用費等は4年間で約2億2,500万円となる。

【 ペーパーレス化のメリット、デメリット 】

<メリット>

- ・迅速な資料共有の実現
- ・事務負担の大幅な軽減、時間外勤務の縮減
- ・全ての資料をカラーで表示可能
- ・省スペース化の実現

<デメリット>

- ・Wi-Fiに接続できないなどの通信トラブルが時折発生

【 導入に対する議員の反応と課題 】

効果検証のアンケートでは、情報の共有化や検索性の向上につながったとする回答が多数であった。一方で、メモ書き機能が使いにくい、多ページにわたるものは紙資料が見やすいといった意見もあった。

【 議会における会議資料を全てペーパーレス化できているのか、ペーパーレス化できていない資料はあるか 】

令和5年12月定例会より、本会議及び委員会における全ての資料がペーパーレスとなった。

議長や委員長の手持ち資料等では一部紙資料を残している。

【 タブレットは私物か、貸与か、1人1台か。また、セキュリティ対策は 】

これまで県費で貸与していたが、令和5年度より、議員個人の私物を利用している。

＜セキュリティ対策＞

- ・議会情報ネットワークのセキュリティ対策として端末個別認証及び多要素認証を導入
- ・議員向けセキュリティ研修を実施

【 ペーパーレス化でどの程度コストを削減できたか（紙代、印刷代、人件費、事務作業にかかる時間など） 】

システムの導入により、年間で約55万枚の枚数削減と、41万3,250円程度の経費を削減

【 SideBooksの運営会社「東京インタープレイ」のサイトで自治体導入実績をみると、議会側だけ導入しているようだが、執行部も同じものを使っているのか 】

執行部については、議会が導入しているシステムに執行部が必要なアカウントを設定し、議会における会議資料を閲覧している（執行部では別途、契約は行っていない）。

【 SideBooks以外の会議システムの検討は行ったのか 】

導入時プロポーザルを実施するにあたり、SideBooks以外の会議システム「moreNOTE」との比較検討を行った。

【 今後について（課題等） 】

技術の進歩に伴い、常により良いシステムを検討していくことが求められる。

### 3 質疑応答

質疑：執行部が資料を閲覧するとき、何人までできるような契約になっているのか。

応答：執行部に対しては、各所属にアカウントは1つとしており、資料についてはPDFを配信しており、手持ちの人はこちらをご覧くださいようにしている。議事堂では幹部職員は通信環境が確保できるが、全員にはないため、そのように配慮している。

質疑：県議会は、アカウント数いくつで契約をしているのか。

応答：当初は、150で契約をしていたが、今は200で契約をしている。

質疑：なぜ150では足りなくなったのか

応答：もともと150でぎりぎりだったこともあり、事務局職員数や今後いざという時のために確保しておくよう対応した。

質疑：ランニングコストの運用費用について、詳しく説明いただきたい。

応答：ペーパーレス会議システムについては、契約金額以外はクラウドシステム（アプリ）のため費用は掛からない。

質疑：議会独自のネットワーク機器の更新やセキュリティシステムについて

応答：機器については、4年ごとの改選期のタイミングで入れ替えている。

セキュリティに関して、ポータルサイトにおいては多要素認証として、ID、パ

スワードにプラスして、各自お持ちのスマホに通知が来て、その番号を入力しないと認証できないシステムを導入している。但しこれはS i d e B o o k sに関するセキュリティではない。

質疑：ペーパーレス化のデメリットとして、W i - F i に接続できないなどのトラブルがあるとのことだが、これはS i d e B o o k s の特性なのか、それとも単純に通信側のことなのか。

応答：S i d e B o o k s の特性とかではなく、単純にネットワーク側の問題である。

質疑：令和5年度から完全ペーパーレス化ということだが、何か意見はあったか。

また、完全ペーパーレス化とはいえ、議員が紙を使っているケースはあるか。

応答：令和3年度は試験導入、令和4年度は本格的に導入としたが、一部紙が残っていて、議事日程や委員会の次第書など紙のほうがよいとの声もあり、令和4年度は残した。令和5年12月からは完全ペーパーレス化して本会議場や委員会室において紙は配付していない。現状、ほとんどの議員は紙を持ち込む方はいない。

質疑：タブレットは、令和5年度より議員個人の私物を利用とのことだが、どの程度の性能のものが良いのか。

応答：現在販売されているもので一般的な性能であれば大丈夫であると思われる。

質疑：S i d e B o o k s において、資料等を継続的に残せる容量があるのか。

応答：任期中（4年間）の資料は残せる容量は確保している。総合計画等は任期を超えても保存できるようになっている。

質疑：W i - F i の環境は、光ケーブルを引いたものか、それともポータブルのようなものの対応なのか。

応答：議事堂から外のインターネット回線につないでいる回線は光ケーブルになる。議事堂内は無線のアクセスポイントを設置し、無線LANでW i - F i 環境を作っている。

質疑：資料等の保管について、データだけでなく、一部のものは紙で保管しているのか。

応答：基本、電子データで保管はしているが、委員会資料や、会議録はまだ電子保管になっていないため、会議録上に添付するものについては紙で保管している。

質疑：議事堂の改修は行ったのか

応答：ペーパーレス会議システムを導入するにあたり、議事堂の各議席にコンセントを設置した。

質疑：資料に書き込みがしにくいとあったが、そうなるとう活用的にどうかと思われるが、何か対策等取られているか

応答：S i d e B o o k s 自体は、アプリの中に資料があり、イメージとしては、資料の上に紙を置いてそこにメモができるようになっている。その資料は各個人ごとに保存できるようになっている。

質疑：委員会等で傍聴者がいると思うが、ペーパーレスということでは、どのように対応しているのか。

応答：傍聴者に対しては、紙で用意している。通常は、本会議、委員会ともに20部ほど用意している。記者についても、令和6年2月定例会から、メールでPDFを送信している。

質疑：パソコンやタブレット等の持ち込み制限については。

応答：特に制限はしていない。議員の中で、2台持ち込みしている方はいない。

質疑：総合計画等の計画書の冊子についてはどうか。

応答：冊子での配布はしては、PDFや電子ブックを活用している。

質疑：タブレット購入に関して、政務活動費を充当という検討はなかったか。

応答：上限はないが、4年間で2台までしか買えないことになっている。按分に関しては会派ごと、個人ごとで違って来る。

質疑：ポータルサイトでスケジュール管理はされているか。

応答：スケジュールに関しては、ここで管理はしていない。

質疑：委員会等の開催通知など、ポータルサイトでやり取りしているか。

応答：基本的には、電子メールで各議員宛に送付している。

## 墨田区議会

### 1 視察の概要

墨田区議会の議会改革の取組について、通年会議やペーパーレス会議システムの概要説明、質疑応答を行った。

### 2 概要説明

#### (1) 墨田区議会における議会改革の流れ

##### ○平成19年8月議会のあり方検討会を設置

議会運営に関する当面の課題について検討するため、議長の諮問機動的な位置付けで設置されたもの。「予算・決算特別委員会の運営方法」「費用弁償条例の見直し」「インターネット中継」「本会議の質問方式」などについて検討を行った。

##### ○平成25年3月議会改革検討委員会を設置（第17期）

議会改革に関する課題抽出とともに、その検討のために設置されたもの。「区議会に関するアンケート」「請願・陳情者からの意見聴取」などを協議した。

##### ○平成27年12月議会改革検討委員会を設置（第18期）

前期に引き続き、議会改革に関する課題の検討のために設置されたもの。「区議会ホームページのリニューアル・拡充」「常任委員会・特別委員会のライブ映像配信」などを協議した。

##### ○平成29年5月議会改革特別委員会を設置

議会基本条例の制定のために設置されたもの。条文検討のほか、「議事堂外での委員会開会」「議会のパブリック・コメント」などを協議した。

##### ○平成30年12月墨田区議会基本条例を制定

#### (2) 議会基本条例の運用に係る検討課題

##### A 通年議会

B 議員間討議、委員会討議、一般質問の一括方式・分割方式、区民等との意見交換会等の開会、特別委員会の見直し、特別委員会の運営方針・公表、政策会議、政

務活動費に関する透明性の確保、区長等の反問・反論、決議に関する事後の状況・対応等報告、政治倫理に関する規程の策定、災害時の対応に関する規程の策定（議会BCP）など

- C 議長及び副議長の所信表明、多様な広報手段の活用、傍聴者に対する必要な措置、傍聴規則の見直し、議事堂以外での委員会開会、委員会提出議案の取扱い、委員会提出議案の区長等との協議、広報の内容及びあり方の検証、議員の賛否状況の公開、区民等の参加及び意見反映の機会確保、請願及び陳情提出者からの意見聴取、請願及び陳情の処理経過及び結果の報告、区長等の議会への説明及び資料提出、研修の実施、財政上の措置の要求、議会図書室の管理及び運営（区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化）、見直し手続など

### （3）目的

議会基本条例の前文に盛り込まれている。

1. 開かれた議会
2. 議会活動の活性化  
→ 区民の負託に応える

### （4）手段

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1. 開かれた議会      | 2. 議会活動の活性化         |
| ア 分割質問方式       | ア 議員間・委員間討議         |
| イ 本会議及び委員会の公開  | イ 通年議会              |
| ウ 傍聴           | ウ 議長及び副議長の所信表明      |
| エ 議事堂以外での委員会の開 | エ 委員長の責務            |
| オ 区民等との意見交換会等  | オ 特別委員会中心の政策形成サイクル  |
| カ 政務活動費の透明化    | カ 請願及び陳情の処理経過・結果の報告 |
| キ 賛否の公開        | キ 議員研修の実施義務         |
|                | ク 議会事務局の提案権         |

### （5）議会事務局の提案権

議員は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を 図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築 を行うものとする。

議会事務局は、前項に規定する目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

⇒ 議会事務局による「提案制度」を明文化して 規定したのはおそらく全国初と思われる。

## 3 「通年議会の運用について」

### 【通年議会導入の経緯と課題】

通年議会は、議会基本条例により「開かれた議会」及び「議会活動の活性化」を目指すこととなったことから導入が協議されたもので、メリットとしては、具体的には地方自治法第179条の長による専決処分をなくすことや、いつでも委員会を開けるように

することで、突発的な事態に対応することが挙げられる。

実際、通年議会を導入したことにより、墨田区で言う「緊急議会」や「臨時会」が数多く開かれた。その結果、新型コロナ等の有事の際に遅滞なく議会を開くことができたともに、議会と理事者側の意見交換等を効果的に行うことができた。

一方、課題としては、地方自治法第179条の長による専決処分をなくしていることから、議論の余地の少ないものであっても議会を開くこととなる。議員や理事者側の負担等を踏まえ、効率的な議会運営の観点から今年度、この特別委員会で第180条による専決処分等について協議を行うこととなっている。

#### 【議会出席者数について】

新型コロナの初期には、出席理事者を絞って開会したこともある。

○令和2年4月30日（7人：区長、副区長、教育長、企画経営室長、総務部長、区民部長、都市整備部長）、

○5月1日（15人：区長、副区長、教育長、企画経営室長、総務部長、区民部長、産業観光部長、福祉保健部長、子ども・子育て支援部長、保健衛生担当部長、保健衛生担当次長、危機管理担当部長、教育委員会事務局次長、教育委員会事務局参事、選挙管理委員会事務局長）、

○5月27日（5人：区長、副区長、教育長、企画経営室長、総務部長）の過去3回。

基本的に、議案に関係する部長のみ出席する形で、それ以降は、出席者を絞ったことはない。

#### 【会議時間（午後1時から午後5時まで）について、何か問題点はないか】

過去8年間（平成28年～令和5年）で本会議の閉会時間が午後5時を超えたことは7回（平成30年3定例会最終日17：07、平成30年4定3日目17：13、令和元年11月議会最終日17：46、令和2年7月緊急議会20：32、令和2年11月議会最終日18：52、令和4年11月議会最終日18：44、令和5年6月議会最終日17：43）となっている。

大きな問題はないが、委員会運営において、5時を過ぎることもあった。昨年の区民福祉委員会で議員あるいは一部の理事者について、お子さんのお迎えが間に合わないといったことがあり「墨田区議会開議時刻に関する要望書」が議員有志から提出され、子育て世代への配慮あるいは看護・介護という様々なご家庭の事情への配慮といった観点から、基本的に開庁時間で執務をするという原則を追求する必要があるという議論があった。

委員会運営は委員長の議事整理権の範囲でもあるので、閉会時間を定めることはしていないが、午後5時を目途に閉会できるよう、検討を続けているところである。

#### 【一般質問の取組について（人数制限や発言時間等）】

一般質問の人数制限は特に行っていない。

発言時間については、申合せにより代表質問は30分以内、一般質問は20分以内としている。

**【常任委員会の並行審査を取り入れていない理由について】**

常任委員会については、議案の審査や陳情の審査があり、委員外議員が本会議において表決態度を決定する際に、当該議案の審査の質疑等を参考とすることから、同時開会は行っていない。また、常任委員会には区長が出席することとなっており、同時開会の場合、区長がいずれかの常任委員会に出席できないといったことも要因の一つである。

**【議会基本条例で、定例会の回数を年1回としているが、何か問題点はないか】**

通年議会制を取って6年目を迎えるが、定例会の回数自体が問題となったことはない。

**【決処分はなくなったか】**

地方自治法第179条による長の専決処分はない。

**4 「本会議におけるペーパーレス会議システムの導入について」**

**【ペーパーレス化について行政（執行部）との協議及び進捗状況について】**

ペーパーレスシステムを導入する約2年前から執行部の関係部署と、環境整備、システムの運用方法の協議を開始した。令和4年度の試行実施（紙資料を併用）を経て、令和5年度から本格実施（完全ペーパーレス化）している。

**【ペーパーレス会議システム（SideBooks）の導入による環境整備や費用について】**

システム導入初年度については、総額でおよそ145万円の費用が必要となった。この他、本会議場、委員会室のコンセント増設やWi-Fi通信増強を実施した。

**【会議システムを導入してメリット・デメリットについて】**

**[メリット]**

- ・過去の資料を含め、必要な資料の検索が容易
- ・会議資料印刷に係る印刷費及び人件費の削減
- ・印刷、修正・差替え、配布、保管等の紙資料に係る業務の軽減

**[デメリット]**

- ・システムに搭載された各種便利機能の習熟度に差が生じている。

**【SideBooks以外の会議システムの検討は行ったか】**

東京23区の議会の多くがSideBooksを利用していたこと、当該システムが議会に特化したペーパーレスシステムであることから、体験会を実施し、その際のアンケートで肯定的な回答のみであったためSideBooksを導入することとなった。他のシステムについて特段具体的な検討はしていない。

**【導入時の議員への研修は誰がどのように行ったか】**

使用するペーパーレスシステムの事業者を講師として、システムを導入した令和4年



度に3回、改選後の令和5年度に1回の研修を実施した。

【ノートパソコンやタブレット端末、スマートフォン等の利用規定について】

「本会議及び委員会等におけるタブレット端末等の使用について（令和4年3月29日議会運営委員会決定）」により、各種端末を使用できる会議、用途、留意点等を定めている。

【議会における会議資料を全てペーパーレス化しているのか、ペーパーレス化できていない資料はあるか】

議会における会議資料は全てペーパーレス化している。ただし、当初予算書、決算書及び予算の執行実績報告書については、希望制により紙資料を配布している。

【理事者は別のシステムを使っているとのことだが、導入は、議会側が先か、理事者が先か】

令和4年度当初から同時に運用を開始した。

## 5 質疑応答

質疑：資料を紙で希望される議員はどの程度いるのか。

応答：32人いるが、ほぼ全員希望される。

質疑：ペーパーレス会議システム導入に係る費用が、合計約200万円とのことだが、このくらいの金額で導入が可能ということか。

応答：そのとおりであり、令和6年度においては99万円で済んでいる。

質疑：今後、紙の資料は廃止していく方向か。

応答：導入時に、理事者側と協議を行い、予算書、決算書など議会から要望があれば紙でお願いするという事を事前に協議している。

質疑：資料等は4年間残せるのか

応答：10GBで契約しており、4～5年は残せる容量ということで運用している。

質疑：タブレットの購入について。

応答：事務局から貸与ということではなく個人持ちで、政務活動費半分、私費半分で購入している。

質疑：総合計画等のページ数のある資料においても、ペーパーレスか。

応答：特段議会からの要望がなければ、ペーパーレスとなる。

質疑：紙の削減費用はどうか。

応答：紙での配付は、予算書、決算書などページ数のある資料となっている。以前は全て紙での配布を行っていたため、人件費等も含め費用に換算すると、年間数百万円から数千万円の削減になるのではないかと思う。

質疑：システム導入時の研修は、4回行ったということだが、4回で十分だったか。

応答：一通りの機能については理解できたと思う。特段不便を感じたことはないし、Slide Booksも慣れてくれば使いやすいと思う。

質疑：Wi-Fi環境についてと、何か通信障害等があったことはあるか。

応答：15階にある事務局、正副議長室、また、17階委員会室、18階の本会議場は事務局が契約したWi-Fiを使用しており、議員の皆さんにはパスワードを案内し使ってもらっている。16階については会派控室となるがこちらはSide Books導入時に検討はしたが、従前どおり各会派のほうで契約してそれぞれで対応している。

質疑：ライセンスが50アカウントで足りているのか。

応答：議員が32名、事務局職員は14名だが、職員は全員のアカウントは取っておらず、理事者側も区長、教育長など数名しか取っていないので50で足りている。

質疑：委員会等の傍聴者にはどのように対応しているのか。

応答：傍聴者が希望すれば、紙での資料をお見せする対応としている。

質疑：緊急議会を開催するときは、目安的にどの程度前にとこのようなものはあるのか。

応答：3週間から一か月前には話がある。

質疑：どの範囲だと、出かけるときに届け出が必要になるのか。

応答：今のところ、海外だと必要である。事の性質上、2、3日でないにということ はあまり想定されないので、あまり厳しくやり過ぎると議員の政治活動を阻害しかねないという思いはある。

質疑：一般質問について、どの程度（人数や時間）で行っているのか。

応答：3日間で17人というのが最高人数である。

質疑：執行部の出席者については。

応答：議長マニフェストで、「出席理事者の整理」と重点項目に入れてあり、働き方改革の観点から見直すため、各会派で議論しているところである。

質疑：ペーパーレス化で、議場を改修したところはあるか。

応答：委員会室と議場については、コンセントを増設したことや、インターネットのWi-Fi環境を整えた。

質疑：スマホの持ち込みについては。

応答：Side Booksが閲覧できるというところから許可している。

## ● 委員長所感

所沢市議会では、早稲田大学マニフェスト研究会の議会改革度ランキングでは、全国の上位に位置しているが、ICT化、特にペーパーレス会議については、他の議会と比較して、後れをとってしまったと判ってきました。

今春、「埼玉県議会では、完全ペーパーレス化が実現されている」と報道され、また、所沢選出の県議会議員からも「議会で紙の使用は禁止されている」と聞いており、視察を申し込みました。埼玉県知事のリーダーシップもあり、完全ペーパーレス化を実際に行われており、旧知の議員達が、ペーパーレス化に対応していることが確認でき、私たちにも実現できると確信できました。但し、議会独自のポータルサイト導入には、多額の予算が必要とされるので、所沢市議会が使用しているデスクネットネオとの費用対効果を委員会、ICT化作業部会で検討すべきだと感じました。

墨田区議会では、議長を始めとした議員との意見交換ができ、感謝をいたしましたし、

所沢市議会の視察対応も多くの議員で対応をしたいと思います。特に執行部とのアプリケーションソフトの共有がなくても、ペーパーレス会議は、実現できることが判りましたし、スマートフォンの持ち込みも許可されていることが確認でき、収穫となりました。

埼玉県議会の事務局長が発言された「とにかく始めることです。」とご教授を頂き、所沢市議会でも推進してまいりたいと確信が持て、今回の視察は大変参考になるものでした。